

業務指示書

ソロモン国再生可能エネルギー促進に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年10月3日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年10月8日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります。)

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：再生可能エネルギー開発における調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（○）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／再エネ投資・事業促進）】

- 1) 類似業務の経験：電力セクター投資促進
- 2) 対象国又は同類似地域：ソロモン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電力需給システム】

- 1) 類似業務の経験：電力系統開発
- 2) 対象国又は同類似地域：ソロモン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年10月12日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(SBD11 = 14.6495 円, US\$1 = 111.403 円, EUR1 = 130.25 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／再エネ投資・事業促進
電力需給システム

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.00 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年10月25日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ソロモン国再生可能エネルギー促進に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(50.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	22.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	23.00	
(3) 要員計画等の妥当性	5.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(27.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/再エネ投資・事業促進	(27.00)	()
ア) 類似業務の経験	11.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 電力需給システム	(13.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

国土が狭くかつ散在している太平洋地域の島嶼国の多くは、一系統あたりの電力需要が小さく、エネルギー資源も乏しいため、主要な電力エネルギー源として、輸入燃料（主にディーゼル）に大きく依存している。輸入燃料の調達については、主要供給元からの輸送コストが高く、また油価の変動の影響を大きく受けることから、燃料コストの削減が最大の課題の一つとなっている。また、同地域は気候変動に対して脆弱性を有するという特徴から、気候変動対策の推進が主要な政策課題の一つである。

ソロモン諸島（以下、「ソロモン」という。）は、首都ホニアラ系統において64%、全国では12%という低い電化率を特徴としている他、輸入燃料の依存等の影響を受け、65USc/kWh（約72円）という世界的にも極めて高い水準の電力料金レベルにある（電化率、電力料金ともにソロモン政府作成の要請書（2017年）による）。こうした中、鉱山・エネルギー・地方電化省及びソロモン・パワー（以下、「SP」という。）は、輸入燃料費の削減及びエネルギー安全保障の観点から、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の更なる導入により、これらの課題に対処することを志向している。また、ソロモン政府はパリ協定におけるNationally Determine Contribution (NDC)において、2030年までに2015年比（BaU ベース）で温室効果ガス排出量を30%削減するという目標を掲げており、電力セクターはこのうち39%を担うこととされている。このため、気候変動対策の面でも電力セクターにおける再エネ導入は重要な課題である。

このような環境にあってソロモン政府は、将来的には発電電力量ベースで再エネ100%の運用を目指す高い政策目標を掲げる一方、電力公社であるSPは2030年までに首都ホニアラ系統においては再エネ100%を達成する計画を有している。他方、その実現にあたっては再エネ電源のベストミックスの検討と用地の確保、系統安定化対策やデマンド・レスポンスの推進、投資資金の確保、関連制度の整備といった課題が存在する。このため、実現性のある電源開発計画の策定、低コストな系統安定化策やデマンド・レスポンスの検討、再エネ発電への民間投資の導入促進といった対策が必要である。

これらの状況を踏まえ、ソロモン政府は2017年に日本政府に対して開発調査型技術協力「再生可能エネルギーロードマップ策定プロジェクト」（以下、「開調」という。）の実施を要請した。上記のような非常に高い再エネ導入目標を踏まえた計画策定は過去に実績がない新しく挑戦的な取り組みであり、日本をはじめとする先進国にとっても技術的に確立されていない新たな分野である。他方、近年の世界的な再エネ価格のトレンドや、それを受けた再エネIPPの隆盛を踏まえると、今後同種の協力が必要とされる機会は増加することが見込まれる。特に大洋州においては、高い電力価格や気候変動対策への関心を背景として、今後さらなる再エネIPPの進展及びそれを受けた系統安定化対策技術の導入ニーズの高まり等が予想され、本邦企業の参入、本邦技術の活用という観点からもポテンシャルを有する分野と考えられる。

上記背景を踏まえると、具体的な案件の実施に先立ち、今後の再エネ分野に

における JICA 協力の伸展をも見据えた上で、広い視点から適切な協力アプローチの検討を行うことが適当であると考えられる。このため、本情報収集・確認調査は、JICA がソロモンの再エネ導入比率向上に向けた協力を検討するにあたって必要となる情報を収集するとともに、有望な協力対象項目や支援策を検討するために実施するものである。

なお、JICA は 2018 年 5 月にコンタクトミッションを派遣しており、配布資料に記載のとおり、今後の協力方針に係る関係機関の合意取り付け及びホニアラ系統の概略的な状況確認を実施済みである。

2. 調査の目的

ソロモンの電力分野及び再エネ概況、民間投資に係る基礎的な情報を収集するとともに、再エネ導入促進に向けた課題分析、導入可能性のある技術の検討を行うことに加え、将来的な 100%再エネ実現に向けた潜在的なパートナー(※)との意見交換・体制検討・情報発信、JICA の協力を検討するにあたっての有望な協力対象項目や支援策を確認することを目的とする。

(※)「3. 調査実施上の留意事項(4)」参照。

3. 調査実施上の留意事項

(1) 調査の全体方針

上記のとおり、本調査の背景として将来的な再エネ 100%の実現に向けた協力の要請がなされている。このような先方の関心を踏まえると、協力の実施に当たっては必ずしも過去の事例のみを参照して保守的に検討を行うのではなく、世界的な情勢を踏まえた上でまず長期的・多面的な視野からありうべき将来像を戦略的に描き、それを技術的に裏付けるようなアプローチが必要になると考えられる。加えて、野心的な計画を画餅に帰さないためには、計画策定のみならずそれを実現に移すための環境整備が不可欠であり、発電施設整備のための民間投資促進、系統安定化に向けたドナーを含む資金リソースの検討と計画段階への巻き込み、現地関係機関との協業体制の構築等、非技術的な側面での協力が重要な役割を担う。

上記背景から、本調査の段階においても、戦略面及び実施体制面での情報収集・分析を充実させた上で技術的な裏付けを持った提案がなされるよう、調査実施体制及び実施方針を検討する。

(2) 開調及び本調査の位置づけ

上記のとおり、本調査は JICA がソロモンにおける再エネ分野の協力を実施するに先立ち、必要となる情報を収集するとともに、今後の調査・協力項目、協力アプローチを検討するために必要な情報を収集し、分析することを目的としている。そのため、本調査の報告書を取りまとめるにあたっては、ソロモン政府からの再生可能エネルギーロードマップ策定に関する要請を踏まえ、追加で収集・分析すべき情報を明示するよう留意する。

(3) 調査方法・計画内容の確認プロセス

効率的な調査を実施するため、過去に JICA が実施した各種調査報告書の内容も確認の上、情報を収集・整理することとする。

また、本調査は、ソロモン政府からの再エネ導入促進に向けた要請を受け、JICA における協力の方向性の検討に活用することを目的としていることを踏まえ、調査の過程で十分 JICA と協議すること。なお、特に以下の段階においては、JICA 産業開発・公共政策部に対し説明を行い、内容を確認することとする。

- 1) インセプション・レポート作成時
分析の項目・分析のレベル感や関係資料について JICA と十分に協議・確認する。
- 2) 現地調査開始時及び終了時
- 3) 報告書（案）作成時

(4) 関係省庁/機関、他ドナー、民間企業等からの情報収集等

本調査を行うにあたり、電力セクター及び民間投資に係る関係省庁・機関（主な先は以下に記載）から幅広く、同セクターに係る政策並びに現況、既存プロジェクト及び将来プロジェクト実施方針/計画等を確認するものとする。また、他ドナー（世銀、ADB 等）による同セクターへの支援状況や今後の支援方針についての情報収集も行うものとする。

加えて、再生エネ 100%実現に向けた各種施策実現のためには官民連携が不可欠である。本調査において、想定されるパートナー機関と意見交換等を行い、投資促進に向けた働きかけ、各種公的機関による支援リソース等（日本国内のみならず、ドナーや GCF (Green Climate Fund) 等も考慮に入れる) を検討する。想定されるパートナーとしては、各種施策実現に関与する関係省庁/機関、発電事業に投資、あるいは系統安定化を含む各課題に製品・サービスを提供する民間企業、特に系統関係で資金リソースとなる他ドナー、デマンド・レスポンスに関与する需要家などが想定しうる。

なお、リソース動員促進、本邦技術導入可能性や本邦企業の投資誘因の検討に資するため、また本邦企業による民間投資計画等の情報収集のため、本邦企業等向けヒアリングや状況に応じて調査結果を共有する簡易な報告会等を実施するものとする。各関係者へのヒアリングを実施する際は JICA に情報共有を行い、JICA が同席する際の先方とのアレンジを支援する。

主なソロモン関係省庁・機関：

- 鉱山・エネルギー・地方電化省 (Ministry of Mines, Energy and Rural Electrification)
- SP
- 開発計画・援助協調省 (Ministry of Development Planning and Aid Coordination)
- インフラ開発省 (Ministry of Infrastructure Development)
- 環境・気候変動・災害管理気象省 (Ministry of Environment, Climate Change, and Disaster Management and Metrology)

- 財務省 (Ministry of Finance and Treasury)
- 土地・住宅・測量省 (Ministry of Lands, Housing & Survey)

(5) 民間投資促進

大洋州地域では、昨今再エネ発電に係る IPP の参入が進んでおり、再エネ導入のニーズと電力会社の資金力のギャップを埋める役割を果たしている。ソロモンにおいては、現時点では IPP は存在せず、Tina 水力発電プロジェクトに係る PPA 交渉が進捗している他、限られた数の関心表明がなされているのに留まるものの、今後再エネ比率の向上を進める上では、初期投資の負担能力等の観点から IPP の参画が必須になると考えられる。そのため、本調査においてはソロモンにおける民間投資の現状及び課題について情報を収集・分析し、有望な協力対象項目や支援策の提案を行うこととする。また、大洋州地域の動向がソロモンにおける IPP 導入の方針に影響することが考えられるところ、大洋州地域の他国における IPP の導入状況や動向について主に国内で既存の文献等による分析によって確認すること。

なお、ソロモンの民間投資については、ADB が財務省を対象として PPP プロジェクト実施に係る技術協力を行っているほか、世銀が電力分野での技術協力を検討している。JICA が民間投資に係る支援を行うにあたっては、それらの協力の内容及び進展に注視しつつ、重複がないことを確保した上で進める必要がある。本調査においては民間投資促進にあたってソロモン側で確立すべき項目を可能な限り詳細に分類した上で、個別の事項について現状の能力や体制、支援ニーズ、他機関による支援の有無等を整理するためのマトリックスを作成することを想定する。なお、支援検討項目のうち最も大きな分類としては、①国全般の民間投資に係る制度整備、②電力セクターでの民間投資 (IPP 等) に係る制度整備、③オフテイカーとしての SP の能力、などが考えられるが、これに限らず、プロポーザルにおいて現時点で想定される項目の分類を提案すること。

(6) Tina 水力発電プロジェクト

現在、世銀及び ADB 等が支援している Tina 水力発電プロジェクトについて、IPP との PPA 締結に向けた議論が継続している。同プロジェクトは設備容量 15MW (ただし平均的な設備利用率は 6 割程度と想定される) と、ホニアラ系統の需給に対して大きな影響を与えるプロジェクトであり、また SP が掲げる 2030 年に再エネ 100% という目標も同プロジェクトの実現を前提としたものである。調査の実施にあたっては同プロジェクトの進捗状況に留意し、再エネ導入率増大時の需給調整機能の可否につき確認する。

なお、同プロジェクトはソロモンにおいて初の IPP プロジェクトであることから、民間投資促進の観点からも同プロジェクトの構成や特徴、課題について情報を収集すること。

(7) 再エネポテンシャルの検討

本調査では、今後導入される再エネ電源として主に太陽光発電を想定し、日照条件等について既存資料の収集を行う。その他の再エネ電源については、概

略的に導入の余地を検討するに止め、高いポテンシャルを有する電源が確認された場合のみ支援策の候補として提案する。水力発電については開発可能なリソースが存在しうるものの、土地問題等を背景に SP は追加の水力発電を想定していない模様であり、同方針に変更があった場合のみ検討を行う。

なお、ソロモンをはじめとする大洋州地域の島嶼国では、土地問題が各種インフラ整備における大きな障害の一つとなっており、土地の取得に時間を要することが再エネ導入の促進においても課題となることが想定される。そのため、別紙報告書目次案（3）の業務を実施するにあたっては、ホニアラ系統周辺の土地の所有者、性質（カスタマリーランド、教会所有地、公有地等）等について土地・住宅・測量省等の関係者から可能な範囲で情報を収集する。

上記の自然条件や土地の情報及び既存系統との接続性について情報を整理し、各エリアの開発の難易度・優先度を示す簡易なマップを作成した上で、今後より精緻な検討を行うために収集すべき情報を整理すること。

（8）系統安定化対策の検討

負荷追従性のない再エネ導入が一定以上進むと、短周期での発電量変動による周波数及び電圧の変動、長周期での発電量変動による需給のアンバランス等が大きな課題となる。これらの課題への有効な対策として蓄電池の活用が考えられるが、価格は低下傾向にあるものの依然として高価であり、再エネ 100%の実現に必要な対策のすべてを蓄電池によって賄うことは現実的ではない可能性がある。そのため、将来的に具体的な技術導入のロードマップを策定することを念頭に置いた上で、本調査では蓄電池以外の対策も含め、2030 年までの技術開発も想定した上で幅広く適用可能な技術について予備的な検討を行うこととする。また、その際、再エネ比率が大幅に上昇した際の同期化力の確保についても併せて予備的に検討する。なお、各種施策の段階導入を想定した実証事業の妥当性、有効性等についても併せて予備的に検討する。これら対策について、プロポーザルにおいて現時点で考えうる対策を提案すること。

（9）デマンド・レスポンス

系統安定化対策の検討にあたっては、供給側だけではなくデマンド・レスポンスによる需要側での調整も想定される。そのため、ホニアラ系統における需要側の制御可能な負荷・電源の構成、通信インフラ等の現状を踏まえ、適用可能性のあるデマンド・レスポンス対策について予備的な検討を行う。仮に何等かの対策の導入が安価な系統安定化対策に資すると想定される場合は、同対策の導入を支援するにあたって必要となる制度面、技術・インフラ面、事業化に向けた体制や資金面での課題、参画が必要となるソロモン側の関係機関等を提示すること。

（10）大洋州における EV の現状

電気自動車（以下、「EV」という。）は再エネ発電と組み合わせることで交通分野での脱輸入燃料依存、脱炭素化に資することに加え、デマンド・レスポンスの一環として EV の蓄電池を利用し需給調整に貢献出来る可能性がある。ソロ

モンにおいては現時点で急速に EV が普及することは想定されていないものの、今後の大洋州地域の動向によって将来的に導入が進む可能性も想定されるところ、大洋州地域の他国における EV の普及状況や動向について、主に国内の既存文献等による分析やメーカーヒアリング等によって確認し、将来的なソロモンにおける EV 導入の可能性について検討すること。また、日系自動車メーカーの進出可能性、公的機関による支援の必要性や妥当性について関係機関のヒアリング等を踏まえて検討する。これらの結果、2030 年までの近い将来においてソロモンでの EV 導入の蓋然性及び効果が高いと想定され、EV の導入に向けた支援を行うことが有効と考えられる場合は、同支援策の実施に向けた課題及び参画が必要となるソロモン側の関係機関等を提示すること。

(11) 国内支援体制

JICA が今後ソロモンを始め、他の開発途上地域において再エネ導入拡大に向けた各種協力を形成、実施していくにあたっては、政治経済、技術、エネルギービジネス等、より広範な視点から検討を行う必要がある。このため、本調査及び今後、日本国内で知見を有する有識者、専門家、研究者から必要な助言を継続的に得ることを想定している。本調査ではそれら国内リソースに対し調査の過程を通して結果の説明及び助言の依頼を行う。プロポーザルにおいて、協力を得ることが妥当且つ可能な国内リソースについて情報を収集し、提案すること。

(12) 情報の取り扱い

本調査においては、本邦・現地企業、有識者等を含む各種関係者からの聞き取りを予定しているが、各種関係者から寄せられる情報には企業の経営上の情報を含む秘匿性の高い内容が含まれることも想定される。本調査の報告書は一般公開とし、JICA ウェブサイト等で公開することを想定していることから、個人名等個人情報や企業の経営情報含む聞き取りでの提供情報等の扱いには十分に留意し、一般公開が適切でないもの、情報提供者から公開について同意が得られていないものについては報告書に含まないように留意する。その上で、ヒアリングの詳細な結果等については、報告書とは別資料として JICA に情報提供すること。

4. 調査の内容

以下を目安とし、スケジュール感含めより効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

【国内準備作業】(2018 年 11 月中旬～下旬)

1) 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、及び現地面談相手機関をリストアップする。加えて、別紙報告書目

次案（３）及び（４）に関して、ソロモンでの適用可能性を検討する発電・系統安定化技術の概略的な検討を行う。

２）インセプションレポート（案）の作成

上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプションレポート（案）を作成する。インセプションレポート（案）の内容は以下のとおり。

- ・ 調査の背景、経緯
- ・ 調査の目的
- ・ 調査の方針
- ・ 調査の内容と方法（作業項目、手法）
- ・ 作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・ 調査員の作業および作業期間
- ・ 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・ 提出する報告書とその目次案
- ・ JICA への便宜供与依頼事項

３）インセプションレポート（案）の説明・協議・最終化：

JICA 産業開発・公共政策部と会議を開催し、インセプションレポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプション・レポートを最終化し、JICA の承認を得る。

【第一回現地作業】（2018年12月上旬～2018年12月中旬）

- １）ソロモン電力セクターに係る情報収集・課題整理：別紙の報告書目次案の（２）に係る調査を行う。
- ２）ソロモン民間投資に係る情報収集・課題整理：別紙の報告書目次案の（５）１）～３）に係る調査を行う。
- ３）各分析項目に係る情報収集：別紙の報告書目次案の（３）～（４）及び（５）４）～５）に係る分析を国内で実施するにあたって必要となる情報を収集する。

【国内作業】（2018年12月中旬～2019年1月上旬）

- １）調査報告書案の作成：第一回現地調査の結果を踏まえ、別紙の報告書目次案に沿って情報の整理及び分析を行い、調査報告書案の作成を開始する。
この際、必要に応じて国内リソースからの助言を得ること。
- ２）調査方針の説明・協議：JICA 産業開発・公共政策部と会議を開催し、第二回現地調査における確認項目及び調査方針を説明し、協議を行う。

【第二回現地作業】（2019年1月中旬～2019年1月下旬）

- １）補足調査：第一回現地作業の調査項目について、必要に応じ追加での情報収集・分析を行うとともに、調査報告書案に反映させる。
- ２）調査報告書案の説明・協議：カウンターパートと調査報告書案について議論し、内容を更新する。

【国内作業】（2019年1月下旬～2019年2月上旬）

- 1) 調査報告書案の作成：第二回現地調査の結果を踏まえ、調査報告書案を更新する。この際、必要に応じて国内リソースからの助言を得ること。
- 2) 調査報告書案の説明・協議：JICA 産業開発・公共政策部と会議を開催し、調査報告書案の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、調査報告書案を修正し、JICA の承認を得る。

【第三回現地作業】(2019年2月中旬～2月下旬)

- 1) 補足調査：必要に応じ追加での情報収集・分析を行うとともに、調査報告書案に反映させる。
- 2) 調査報告書案の説明・協議：カウンターパートと調査報告書案について議論し、内容を最終化する。

【国内作業】(2019年2月下旬～3月上旬)

- 1) 調査報告書の最終化・説明：現地でのカウンターパートとの協議結果を踏まえ、調査報告書の最終案を作成し、JICA 産業開発・公共政策部の承認を得る。
- 2) 本邦関係者向け報告：調査の過程において、助言を得た国内リソースやヒアリング等をおこなった企業に対して、必要に応じて調査の結果概要及びソロモンにおけるビジネスチャンスについて報告を行う。状況に応じて、関係者を集めて簡易な報告会という形式を採ることも可とする。その際は、JICA 本部等にて開催することを念頭に置く。

5. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を成果品とする。最終成果品の提出期限は、2019年3月上旬を予定している。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。報告書の作成にあたっては、ドラフト段階から報告書の構成・記載内容・英文等について十分なクオリティーコントロールを行い、JICA 産業開発・公共政策部と確認の上で提出を行うこと。

- (1) 業務計画書（契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの）
和文3部（簡易製本（ホッチキス止め可））、Wordデータ
- (2) インセプション・レポート
Wordデータ
- (3) 調査報告書案（英文及び和文）
Wordデータ
- (4) 調査報告書
和文5部（製本）、英文5部（製本）、CD-R（和文3枚、英文3枚）

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2018年11月中旬より業務を開始し、2019年3月8日までに成果品提出、2019年3月31日までに契約を完了する想定とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：約 7.00M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は下記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、下記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/再エネ投資・事業促進（3号）（評価対象予定者）
- 2) 電力需給システム（3号）（評価対象予定者）
- 3) 電力セクター分析（4号）

3. 配布資料、公開資料

公開資料：

- ・ ソロモン国 沖縄県中小企業が有する島嶼地域向け系統連携型太陽光発電システム導入技術の普及・実証事業 業務完了報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020721.html>
- ・ 大洋州地域 電力セクターにおけるエネルギーセキュリティ向上支援策にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023957.html>
- ・ 3rd Pacific Energy Investors Forum
<https://www.theprif.org/documents/regional/energy-power-generation/3rd-pacific-energy-investors-forum>

配布資料：

- ・ 2018年5月コンタクトミッション協議議事録
- ・ ホニアラ系統の現状と課題（2018年5月コンタクトミッション時作成報告書）

4. 現地再委託

本調査は現地再委託を想定しないが、現地再委託の活用により効率的な調査が実施できる場合は、プロポーザルにおいて提案すること。ただし、2.(1)に記載のMMの目途は現地再委託を実施しないことを前提としたものであることに

留意すること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

5. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA支所、日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあつては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上

報告書目次案

注) 本調査の対象となる情報収集・分析の範囲は、以下のとおりであるが、目次案（記載内容の構成）は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICA 産業開発・公共政策部と適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。

(1) 序論

調査の背景及び調査の目的

(2) 電力セクターの現状

1) 制度・組織体制

- 関連機関・セクター構造
- 関連政策・法規則
- 電力料金
- 主要な需要家

2) ホニアラ系統における電力関連設備

- ディーゼル発電設備
- 太陽光発電設備
- 水力発電設備
- 送配電・変電設備

3) 電力関連政策・計画のレビュー

- 電力需要・供給計画概要（長期・短期）
- 実施中/計画中開発プロジェクト概要
- ✓ 発電
- ✓ 送配電・変電（SCADA 含む）
- 導入目標達成に必要な再エネ発電容量の試算

4) 他ドナーによる支援概要

(3) 民間投資促進

1) 制度・組織体制

- 関連機関・セクター構造
- 関連政策・法規則

- 2) 民間投資促進に係る課題分析
 - ソロモンにおける民間投資の現状
 - ヒアリング結果
 - 一般的な民間投資関連制度・法規制上の課題
 - 電力セクターへの民間投資にかかる課題
 - 今後の見通し
 - 3) 他ドナーの活動
 - 4) 民間投資促進支援に係るマトリクス策定
-
- (4) 再エネポテンシャルの検討
 - 1) 自然条件
 - 太陽光発電
 - その他
 - 2) 土地利用状況
 - 土地利用に係る概況
 - 土地利用に係る検討課題
 - 3) 簡易マッピング
 - (5) 系統安定化
 - 1) 既存・開発中の系統安定化策とソロモンへの段階的な適用可能性の検討
(発電量予測、出力抑制、蓄電池、揚水発電、EMS、同期化力等を含む)
 - 2) デマンド・レスポンス
 - ホニアラ系統において適用可能性な対策の検討
 - 大洋州地域における EV 導入の現状及び見込み
 - (6) 国内支援体制
 - 1) 活用が想定される知見
 - 2) 助言聴取結果概要
 - (7) 総括
 - 有望な協力対象項目及び支援策
 - 今後の課題と留意点

以上